

10月は 児童手当の支給月です

今回支給される手当は平成21年6月分から平成21年9月分です。

支給額

3歳未満の児童 一律10,000円(月額)

3歳以上の児童

第1子 5,000円(月額)

第2子 5,000円(月額)

第3子以降 10,000円(月額)

現在、小学校修了前の児童を養育している方で児童手当をまだ認定請求していない方は、早急に手続きをしてください。認定請求をした翌月から手当の支給が開始されます。ただし、養育者の加入する年金制度により、右表のとおり所得制限があります。

公務員の方は勤務先が請求場所になります。

平成21年度 児童手当所得制限限度額

扶養親族数、所得額ともに平成20年分で判定します。

控除対象配偶者および扶養親族数	国民年金の方	厚生年金などの方
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

平成20年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄または、平成20年分所得税確定申告書の「所得金額の合計」欄の額から下の金額を差し引いた額が上表の額未満であれば手当が支給されます。

一律控除8万円(すべての方が対象です) 障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦(夫)控除27万円、特別寡婦(夫)控除35万円、勤労学生控除27万円、その他確定申告時に控除を受けた医療費控除、雑損控除、小規模企業共済掛金控除の額

児童手当の制度改正があった場合は、内容が改正される場合があります。

問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)1111(内226)

税金の話

固定資産税(家屋)減額制度

住宅を改修した場合に受けられる固定資産税(家屋)の減額制度を紹介します。

一定の要件に該当する住宅の改修を行った場合には、家屋にかかる固定資産税が減額となる次の制度があります。

- (1) 住宅の耐震化工事を実施したとき・・・耐震改修住宅の減額
- (2) 高齢者などの暮らす住宅のバリアフリー化工事を実施したとき・・・高齢者等居住改修住宅の減額
- (3) 住宅の省エネ改修工事を実施したとき・・・熱損失防止改修住宅の減額

	耐震改修住宅の減額	高齢者等居住改修住宅の減額	熱損失防止改修住宅の減額
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く。)	平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く。)
対象期間	平成18年1月1日から平成27年12月31日までに完了した工事	平成19年1月1日から平成22年3月31日まで完了した工事	平成20年4月1日から平成22年3月31日まで完了した工事
居住要件	-	65歳以上の高齢者、要介護認定者、要支援認定者、障害者等が居住していること	-
改修費用	30万円以上	30万円以上(当該改修にかかる費用)	30万円以上(当該改修にかかる費用)
工事内容	現行の耐震基準に適合した工事 ・ 基礎の補強 ・ 躯体の補強 など	一定のバリアフリー工事 ・ 手すりの取り付け ・ 床の段差の解消 など	現行の省エネ基準に適合した工事 ・ 窓の改修 ・ 外壁の断熱工事 など
対象床面積	120㎡まで	100㎡まで	120㎡まで
減額割合	対象家屋の固定資産税額の2分の1	対象家屋の固定資産税額の3分の1	対象家屋の固定資産税額の3分の1
減額期間	平成18年～21年の改修 3年間 平成22年～24年の改修 2年間 平成25年～27年の改修 1年間	工事完了の翌年度(1年間)	工事完了の翌年度(1年間)

この記事は、制度の概要を簡単に紹介したものです。

申告の手続き

これらの減額制度の適用を受けるためには、各申告書に必要な添付書類を添えて申告してください。

- ・ 申告期限 工事完了後3カ月
- ・ 申告書の提出先 役場税務課
- ・ 申告書の様式、添付書類などについては、お尋ねください。

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内231)